

医療受給者証の更新を忘れずに

有効期限が平成27年7月31日までの「母子家庭等医療費受給者証」「後期高齢者福祉医療費受給者証」をお持ちの方に、受給者証更新手続きの案内を順次、郵送します。

通知に記入してある申請受付期間内に、市役所保険年金課または赤羽根市民センター、渥美支所市民生活課で手続きをしてください。

▼保険年金課

☎ 23局 3514 FAX 23局 0180

生活習慣見直し講座を開催します

これからの生活にいかしていただけるよう、生活習慣見直し講座を開催します。健診結果の見方や生活習慣を改善するための食事・運動につ

生活習慣見直し講座

期日	場所
7/14(火)	あつみライフランド 2階会議室
8/11(火)	
9/17(木)	赤羽根福祉センター 会議室

※10月以降の開催日および会場については「渥美病院だより」と「広報たはら」に掲載します。

いて、医師・保健師・管理栄養士が
お話しします。

▼対象Ⅱ田原市特定健診や節目ドック、後期高齢者健診を受診した方および職場健診や職場での人間ドックの結果をお持ちの方 ▼期日/場所
Ⅱ表のとおり ▼時間Ⅱいずれも午後2時～3時30分(受付は午後1時45分～) ▼持ち物Ⅱご自身の健診結果 ▼申し込みⅡ当日、受付にて
▼その他Ⅱたはら健康マイレージ対象

▼渥美病院健康管理センター

☎ 22局 9698

税

TAX

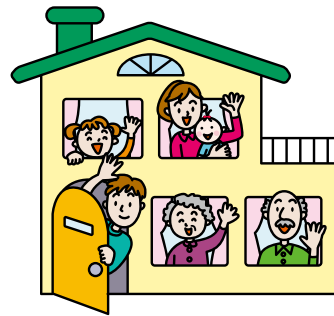
家屋調査にご協力を

平成27年1月1日以降に新築・増築された家屋の実地調査を行っています。この調査は、固定資産税の算定の基礎となる家屋の評価額を決定するためのものです。税務課職員がお宅や事務所などへ調査に伺いますので、ご希望の調査日時がある場合は、税務課へご連絡ください。
また、本年度も既設家屋の現況確

認調査を併せて実施しますのでご協力を
をお願いします。

▼税務課

☎ 23局 3510 FAX 23局 0180



公的年金から住民税を特別徴収(天引き)します

◆対象の方

平成26年中に公的年金などの支払いを受け、平成27年4月1日において遺族年金、障害年金などの非課税の年金を除く公的年金の支払いを受けている65歳以上の方

◆年金から徴収される金額

公的年金などに係る所得から算出された税額が公的年金から徴収されます。年金特徴対象の方には、市から通知書を送付します(6月中旬発送予定)。特別徴収予定の金額を納税通知書で確認してください。

▼税務課

☎ 23局 3509 FAX 23局 0180

■特別徴収の納付方法例

①初めて65歳以上に該当する方(昭和24年4月3日～昭和25年4月2日生まれ)

徴収方法	普通徴収 (自分で納付・口座振替)		特別徴収 (年金から徴収)		
	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
税額	年税額の4分の1		年税額の6分の1		

②特別徴収2年目以降の方

徴収方法	特別徴収 (仮徴収)			特別徴収 (本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度2月と同額			年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1		

寄付

DONATION

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

ふるさと寄附金

▼4月16日、匿名希望の方から金20万円。

▼5月7日、匿名希望の方から金5万円。